

## 第518回 岡山地方最低賃金審議会資料

### 資料目次

特定最低賃金専門部会の審議状況（令和7年度）	資料No.1
岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の 必要性の有無に関する報告書（写）	資料No.2
岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）	資料No.3
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する資料	資料No.4



## 特定最低賃金専門部会の審議状況（令和7年度）

令和7年11月21日現在

業種	現行額 (時間額)	改定後額 (時間額)	引上額	引上率	結審状況	答申日	異議切出日	発効予定期
耐火物製造業	1,026円	1,074円	48円	4.68%	公益見解採決 側反対	(専門部会結審) 11月10日(月)		
鉄鋼業	1,102円	1,166円	64円	5.81%	全会一致	10月28日(火)	11月12日(水)	令和7年 12月27日(土)
一般機械器具製造業	1,054円	1,103円	49円	4.65%	全会一致	11月19日(水)	12月4日(木)	令和8年 1月17日(土)
電気機械器具製造業	1,025円	1,090円	65円	6.34%	全会一致	11月5日(水)	11月20日(木)	令和8年 1月4日(日)
自動車・同附属品 製造	1,039円	1,083円	44円	4.23%	全会一致	11月21日(金)	12月8日(月)	令和8年 1月21日(水)
船舶製造・修理業、 舶用機関製造業	1,094円	1,159円	65円	5.94%	全会一致	10月29日(水)	11月13日(木)	令和8年【指定日】 1月1日(木)
各種商品小売業	933円				(専門部会結審) 改正決定の必要 性有りとの結論 に達し得ず			



写

令和 7 年 10 月 1 日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 西田 和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会  
部会長 富永 優子

岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 11 日及び 8 月 4 日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので報告する。

なお、本件の審議に当たつた専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 富永優子 岡山県社会保険労務士会  
理事

部会長代理 佐々木裕子 特定社会保険労務士

佐藤吾郎 岡山大学学術研究院法務学域  
教授

労働者代表委員

日下部雅淑 UAゼンセン岡山県支部  
次長

森健太 高島屋労働組合 岡山支部  
副執行委員長

森本翔大 全天満屋労働組合  
中央書記長

使用者代表委員

國府慎一郎 (株)天満屋ストア  
取締役執行役員管理本部長兼人事総務部長

佐野嘉郎 (株)天満屋  
執行役員コーポレート副部門長

高橋佳和 (株)岡山高島屋  
副店長兼営業推進部長



令和 7 年 11 月 10 日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 西田 和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県耐火物製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 片山 裕之

### 岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 11 日及び 8 月 4 日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会  
岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山 裕之 弁護士

部会長代理 國光 類 岡山商科大学経済学部  
准教授

柴山 麻祐子 川崎医療福祉大学  
医療福祉マネジメント学部 講師

労働者代表委員

足岡 竜也 品川リフラ労働組合  
事務局長

今井 輝 黒崎播磨労働組合備前支部  
副支部長  
セラミックス連合岡山県支部 書記長

保家 章良 UAゼンセン岡山県支部  
主任

使用者代表委員

高木 聰 黒崎播磨(株)備前工場 窯炉製造事業部  
備前業務グループ長

津田 宏幸 品川リフラ(株)  
西日本総務部長

西谷 治朗 岡山県経営者協会  
専務理事

## 別 紙

### 岡山県耐火物製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

岡山県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で耐火物製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が耐火物製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,074円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

法定どおり

## 岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会審議経過

会議等	年月日	内容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第514回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 8月4日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和7年 8月4日	締切 令和7年8月25日
専門部会委員の任命	令和7年 9月1日	
第1回 専門部会	令和7年 9月16日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和7年 9月16日	締切 令和7年10月7日
専門部会委員の推薦公示 (辞任に伴う補充)	令和7年 9月17日	締切 令和7年10月8日
専門部会委員の任命	令和7年 10月9日	
第2回 専門部会	令和7年 10月20日	1 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	令和7年 10月23日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和7年 11月10日	1 最低賃金額の審議（結審）

**「強い経済」を実現する総合経済対策**  
**～日本と日本人の底力～**  
**(関係箇所抜粋)**

**第1章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み**

**2. 経済対策の基本的枠組み**

(第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応)

<中略>

くわえて、**賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。**

(経済対策の早期執行)

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・PRを強化し、国民にわかりやすく周知する。各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。政府全体で政策の実効性とスピードを両立させ、国民生活への効果を最大化する。

**第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策**

**第1節 生活の安全保障・物価高への対応**

**1. 足元の物価高への対応**

(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における

る水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。(略)

## (2) エネルギーコスト等の負担軽減

<中略>

その上で、政党間の合意に基づき、ガソリン税は同年12月31日、軽油引取税は2026年4月1日とされている当分の間税率廃止の円滑な施行に向け、これらの廃止に伴い必要となる国及び地方公共団体の安定的な財源を確保しつつ、流通の混乱を避けるために適切に対応するとともに、影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を行う。当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。(略)

## (3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、公事事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。(略)

# 3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

## (1) 賃上げ環境の整備

<中略>

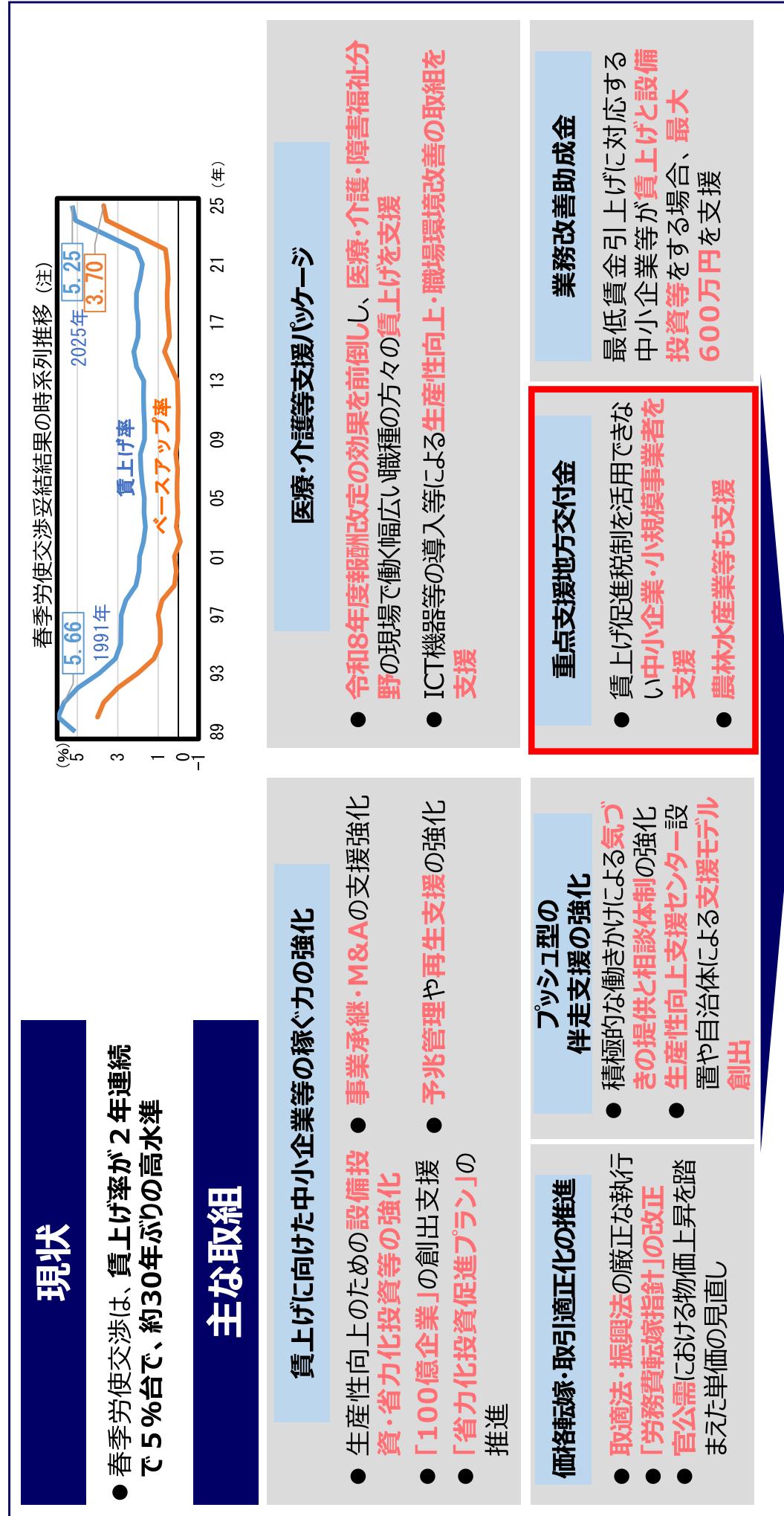
適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めいく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

<中略>

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。(略)

# 総合経済対策における賃上げのための政府の取組

- 物価上昇を上回る賃上げを全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの環境整備



# 重点支援地方交付金の拡充

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行う
- **重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算を措置するとともに、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示**

## 重点支援地方交付金

### 生活者支援

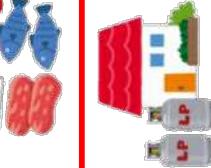
#### ①食料品の物価高騰に対する特別加算

例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付

#### ②物価高騰に伴う低所得者世帯支援



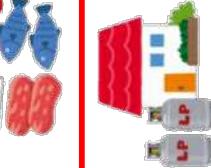
#### ③物価高騰に伴う子育て世帯支援



#### ④消費下支え等を通じた生活者支援

例) 小中学校等における学校給食費の支援

#### ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援



例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援

### 事業者支援

#### ①中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

例) ・経営指導員による伴走支援  
・生産性向上に向けた補助  
・公共調達における価格転嫁の円滑化

#### ②医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例) 工エネルギー・食料品価格の高騰分の支援

#### ③農林水産業における物価高騰対策支援

例) ・飼料高騰の影響受けける酪農経営の負担軽減の支援  
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援

#### ④中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例) ・特別高圧やLPGガスの価格高騰に対する支援  
・中小企業の省エネの取組支援

#### ⑤地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例) ・地域に不可欠な交通手段の確保  
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和

追加

#### ⑥

#### ⑦

#### ⑧

#### ⑨

#### ⑩

#### ⑪

#### ⑫

#### ⑬

#### ⑭

#### ⑮

#### ⑯

#### ⑰

#### ⑱

#### ⑲

#### ⑳

#### ㉑

#### ㉒

#### ㉓

#### ㉔

#### ㉕

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

#### ㉙

#### ㉚

#### ㉛

#### ㉜

#### ㉖

#### ㉗

#### ㉘

####

# 重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
  - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
  - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における速やかな事業実施を依頼

## 【推奨事業メニューによる対応】

### 【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

#### 【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
  - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
  - ・食料品の現物支給【岩手県遠野市】
    - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

### 【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

#### 【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
  - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
  - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

### 【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

#### 【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
  - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
  - ・農業資材等の価格高騰にによって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

## 【速やかな事業実施に向け】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

# 重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

## 一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的：

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要：

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

2,700,000千円

✓執行スキーム：



- 関連する主な国の支援策等：
- ・パートナーシップ構築宣言
  - ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援（事業環境変化対応型支援事業）
  - ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援（中小企業・小規模事業者ワシントップ総合支援事業）

## 最低賃金引き上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的：

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業の生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

✓事業概要：

①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。

- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
- ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
- ③いざれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額：

約250,000千円

※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム：

